

# 第3回 藤野地区 学校配置検討委員会

日 時 令和5年(2023年)9月11日(月)18時00分～  
場 所 藤野地区センター 2階集会室B

## 次 第

### 1 開会

### 2 事務局挨拶

### 3 報告

- (1) 第2回検討委員会の振り返り・・・資料1
- (2) 地域や保護者から寄せられた意見・・・資料2

### 4 協議事項

- (1) 藤の沢小学校区から藤野南小学校への通学について・・・資料3
- (2) 指定変更区域の設定内容について・・・・・・・・・・資料4

### 5 次回の学校配置検討委員会の開催日程について

### 6 閉会

#### 配付資料

- ▶次第
- ▶座席表
- ▶委員名簿
- ▶資料1 藤野地区学校配置検討委員会ニュース第2号
- ▶資料2 地域や保護者から寄せられた意見
- ▶資料3 藤の沢小学校区から藤野南小学校等への通学
- ▶資料4 指定変更区域の設定内容
- ▶参考資料 指定変更について

## 資料2 地域や保護者等から寄せられた意見

日時・方法等	内容	分類
05.08.09 男性 メール	<p>現在藤野6条に住んでいる、1児の父親です。</p> <p>将来的に子の通う学校の事なので意見を送らせていただきました。</p> <p>現在の学区は藤の沢小学校ですが、実際に我が家から歩いた際に距離的に藤野南小学校の方が近く、道も大きくて安全そうであること、より多くの人たち(コミュニティ)で色々な人と関わってほしいと思い、統合がなくても藤野南小学校への通学を希望しようと考えておりました。</p> <p>なので統合する事には賛成です。</p> <p>しかし、前々回の検討会の内容から統合後、藤の沢小学校の利活用は難しい。と言った話があり、跡地の活用についての方針がなかった様に思っています。歴史ある建物であるため、ただ廃校にしてしまうのはとても勿体無い事だと思っています。</p> <p>また、大きな敷地なので、不審者等の溜まり場や動物の住処になってしまうのではないかと心配もあります。</p> <p>子どもが面白半分て肝試しを行う様な可能性もあると思います。「ただ廃校にして統合します」という結論では気持ちよく納得することはできないと思っています。</p> <p>統合後の利活用を含めてきちんと議論して行ってほしいと思っています。よろしく願いいたします。</p>	取組全般
05.08.12 女性 市HP	<p>問い合わせの内容がこちらで大丈夫なのかわかりませんが、お聞きしたくてメールさせていただきました。</p> <p>藤の沢小学校の人数が少ないのはわかりますが、最初はどうするかという話だったのに、なぜ統合が決定事項のようにになっているのでしょうか？</p> <p>私は統合することに、反対です。</p> <p>藤の沢小学校の区域で藤野南に通っている方もなんにんもいますよね・・・？</p> <p>人数が・・・というのなら区域の子は余程の理由がない限り区域変更するのはおかしいのではないのでしょうか？</p> <p>実際近所の同じ歳の子も区域変更しています・・・。</p> <p>人数減少といいますが、そこもしっかり確認していただきたいです。</p>	取組全般
05.09.11 不明 メール	<p>まずは、第3回検討委員会直前のご連絡になってしまったこととお詫び申し上げます。私は藤の沢小学校の卒業生です。</p> <p>現在の在校生徒数を考えると、統廃合の検討は致し方ない面もあると思います。ですが、統廃合の議論に関しまして、地域の実情を十分に反映していない点もあると思いご連絡させて頂いた次第です。</p> <p>下記に、何点か疑問点や要望をまとめさせて頂きましたので検討委員会様の方でご検討下さりますと幸いです。</p> <p>1.通学路に関して、藤野地区は坂道が多く、加えて冬季は降雪や除排雪の影響でかなりの悪路になります。資料では藤野2条1丁目近辺～藤野南小学校まで徒歩で30分程度とされていますが、特に冬季で小学生の通学であることを考慮した場合、この試算では現実を反映していないように感じます。(以前、冬季に時間を測定しながら歩く機会がありましたが、登りは40分程度の時間を所要しました。)</p>	取組全般

	<p>付きましては、既に議題にも上がっていますが、登坂距離が比較的長い藤野第一町内会全域を補助範囲にする等、バス通学の要件を通学距離 2km に限らず緩和する措置は絶対に必要だと思います。</p> <p>2.藤野地区は立地上、市街地近辺までヒグマが出没するため、集団下校を行う機会が今後も多々生じるかと思えます。その上で、統廃合によって生じた広範な校区に教員は対応可能であるのか、また児童の安全を十分に確保できるのかについても検討するべきだと思います。</p> <p>3.藤の沢小学校は歴史のある学校です。そのため、廃校が決定した際には、例えば校歌や小鳥の村音頭の録音保存など、何らかの形で学校文化を保存して欲しいです。</p> <p>上記3点につきまして、検討委員会様の方で御一考いただけますと幸いです。</p> <p>お手数をお掛けしますが、何卒よろしくお願いいたします。</p>	
--	--	--

**資料3** 藤の沢小学校校区から藤野南小学校等への通学について 令和5年9月11日  
藤野地区 第3回学校配置検討委員会

**通学距離 2kmを超えるエリア**

**A 藤野2条1丁目** 最長距離 **約2.1km**

住所	計
藤野2条1丁目	10名程度

※通学距離 2kmを超える児童は 10名程度のうち数名

**路線バスを利用した場合**

藤野2条1丁目9周辺～藤野南小学校 経路別の所要時間・距離目安

徒歩	約35分	2.1km	約35分	約2.1km
バス利用	13分	4分	1分	約18分
	0.7km	0.1km		約0.8km

— 徒歩 — バス

**路線バスの発着時刻**

小学校の登下校時間（参考）  
 登校→8：10～8：25  
 下校→14：25（5時間）※  
 15：10（6時間）  
 ※金曜日は短縮授業のため 14：10

登校		
バス停	時刻①	時刻②
藤野3-2	8:03	8:18
藤野4-5	8:07	8:22
下校		
バス停	時刻①	時刻②
藤野4-5	14:30	15:35
藤野3-2	14:34	15:39

※個人の特定に繋がる可能性がある数値等一部箇所について、当日資料から加工しております。

	住所	エリア内通学距離 (目安)	児童数
2km越え (A)	藤野2条1丁目	1,800～2,120m	10名程度
	①石山2条9丁目 (一部)	1,660～1,860m	10名程度
2km未満 (一部)	②藤野2条2丁目	1,340～1,920m	数名
	③藤野3条1～3丁目	1,140～1,630m	10名程度

※児童生徒数 (全体)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	特支	計
藤の沢小	16	11	16	18	17	20	98	4	102
藤野南小	64	59	55	55	50	58	341	9	350
児童数 計	80	70	71	73	67	78	439	13	452

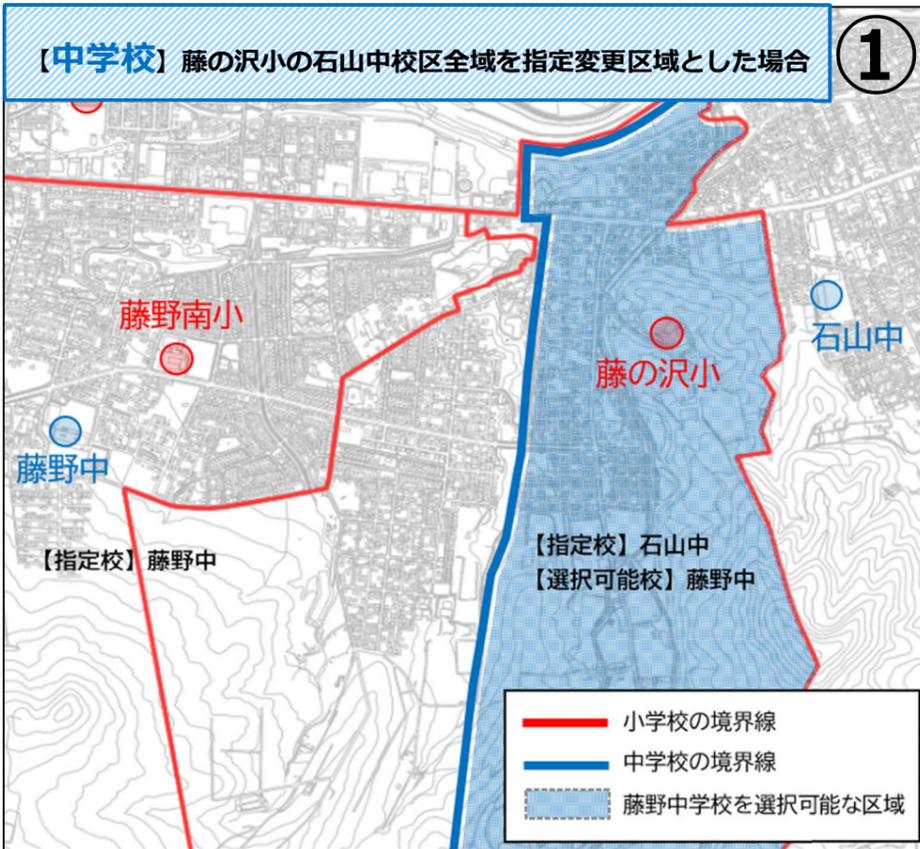
  

	1年	2年	3年	小計	特支	計
藤野中	98	112	111	321	13	334
石山中	92	91	88	271	7	278
生徒数 計	190	203	199	592	20	612

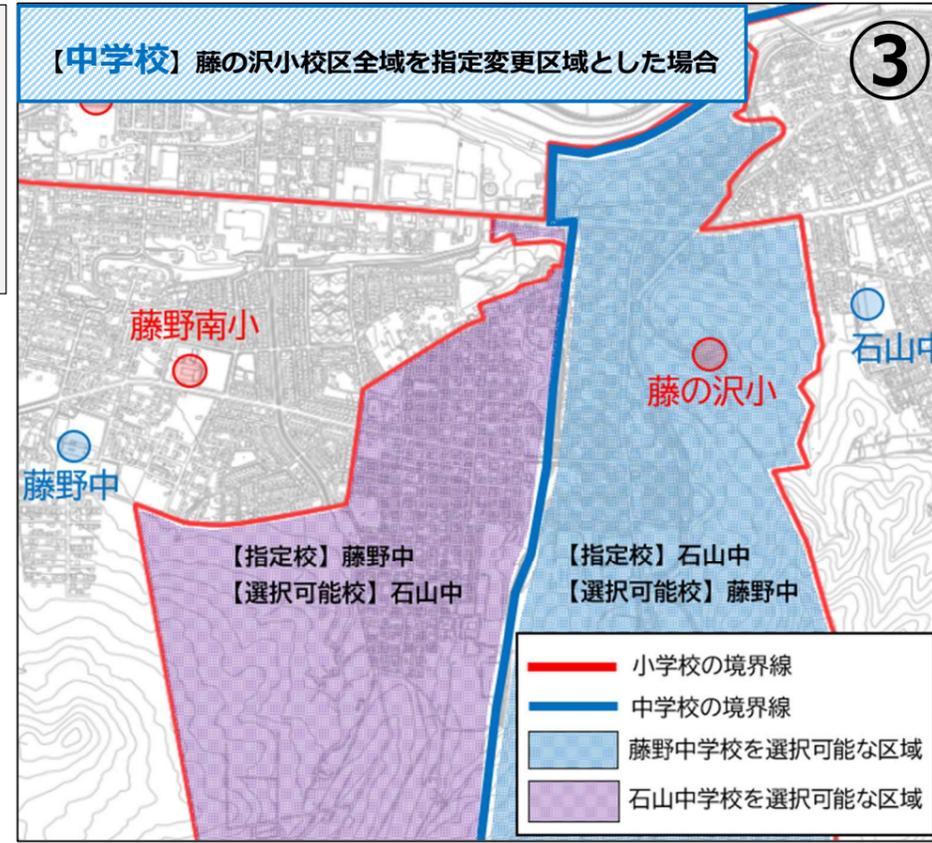
藤の沢小→藤野中 校区の児童数  
56名

藤の沢小→石山中 校区の児童数  
46名

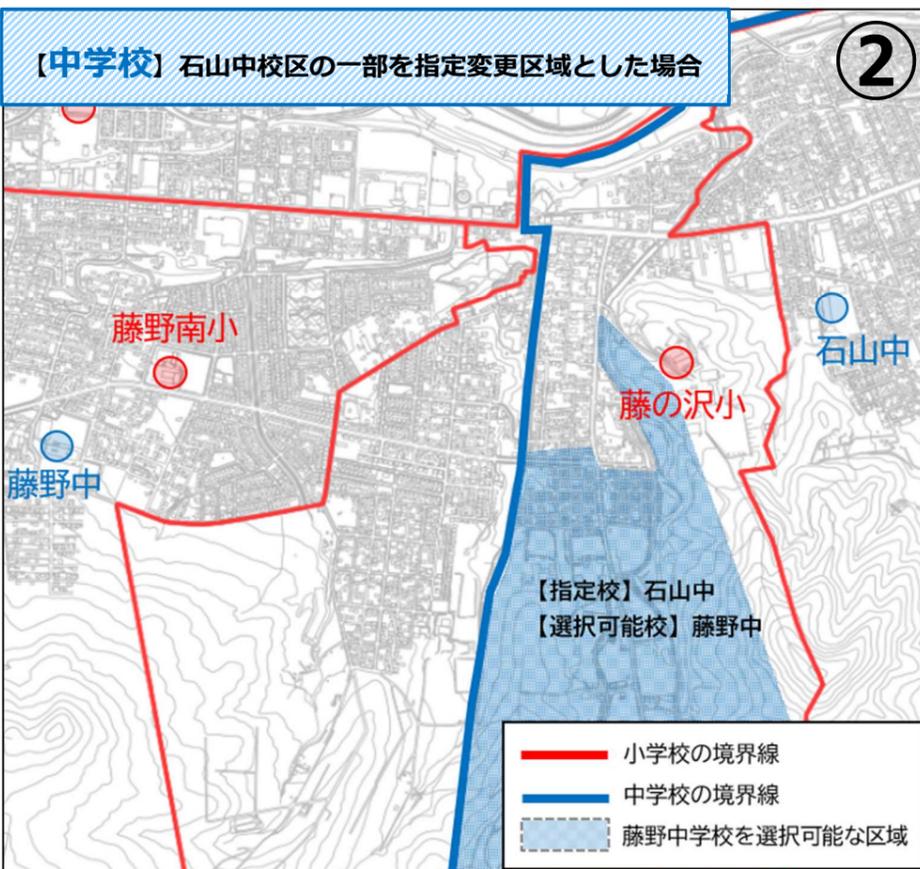
資料中の児童数は、全て令和5年度実績



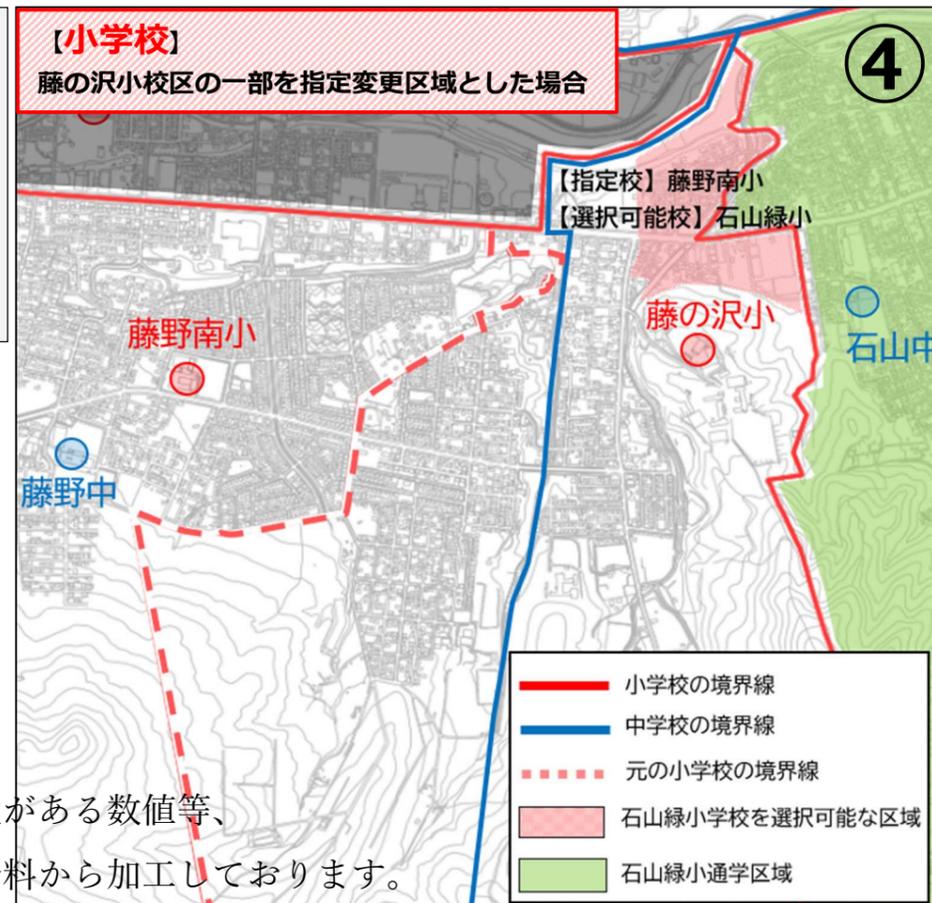
【指定校】 石山中  
【選択可能校】 藤野中  
【対象住所】 藤の沢小校区のうち  
石山中校区全域  
【対象人数】 約45名(R5年時点)  
※現藤の沢小児童



【指定校】 石山中 藤野中  
【選択可能校】 藤野中 石山中  
【対象住所】 藤の沢小校区全域  
【対象人数】 約100名  
(R5年時点)  
※現藤の沢小児童



【指定校】 石山中  
【選択可能校】 藤野中  
【対象住所】 藤野 5-1~5-2  
藤野 6-1~6-2  
藤野 (番地)  
【対象人数】 約15名(R5年時点)  
※現藤の沢小児童



【指定校】 藤野南小  
【選択可能校】 石山緑小  
【対象住所】 藤野 2-1  
藤野 3-1 (4番以外)  
石山 2-9  
(藤の沢小校区)  
※石山緑小から  
2km以内の範囲を設定  
【対象人数】 約15名(R5年時点)  
※現藤の沢小児童

※個人の特定に繋がる可能性がある数値等、一部箇所について、当日資料から加工しております。

## 1 通学区域外の学校への通学が認められる場合(指定変更)

原則としては、指定された学校（指定校）へ通っていただくが、個々の事情によっては、指定校以外の学校へ通うことが認められる場合があるもの。

### 札幌市で指定校以外の学校へ通うことを認めている例(一部)

- ・身体障がいや疾患等の身体的理由により、指定校への通学が困難なとき
- ・病院に通院するため、指定校への通学が困難なとき
- ・通常の学級から特別支援学級へ、又は、特別支援学級から通常の学級への転籍を希望するとき
- ・**指定変更区域に居住していて、指定変更が可能と定められている学校への通学を希望するとき**
- ・住所変更が確定していて、変更予定地の学校への通学を希望するとき
- ・保護者が仕事等で家庭不在のため、親族等に預かってもらうとき（小学生のみ）
- ・児童クラブに入会するため、児童クラブの所在地の校区の学校への通学を希望するとき（小学生のみ）
- ・転居先が現在通学している学校の校区に隣接する他の学校の校区（隣接校区）であり、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・小学5年生の修了式以降に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・中学入学後に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・教育上特別の理由により、指定校から他の学校に転入学させる必要があると認められるとき
- ・転居のため新たに学校を指定されたが、精神的理由により、今までの学校への通学を希望するとき
- ・兄弟姉妹が指定校の変更を認められ、指定校以外の学校に通学している場合で、その兄弟姉妹の在学中に同じ学校への通学を希望するとき

## 2 指定変更区域

個々の「地域的」な諸事情により、指定校のほかに別の学校を選択できる地域が設定されているもの。

### イメージ

学校名	通学区域
〇〇小学校	〇〇区 南条西 丁目（番号 号～ 号） 南条西 丁目（番号～ 号 号～ 号 号～ 号） ※上記区域のうち、下記の区域は〇〇小学校と選択できる指定変更区域。 南〇条西〇丁目（〇番〇号） 南〇条西〇丁目（〇番〇号）